

資源回収奨励金制度（集団資源回収）の見直しについての意見募集（パブリックコメント）の実施結果

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成 26 年 9 月 8 日（月）から平成 26 年 10 月 8 日（水）まで

意見の提出件数：5 件

総意見数：23 件

記号	対 応 区 分	件 数
○	意見を反映し、修正したもの	2 件
□	意見の趣旨や考え方が既に盛り込まれているもの	2 件
■	意見は反映させないが、今後事業実施の際に参考とするもの	11 件
▲	反映できないもの	8 件

提出された意見と市の考え方

提出された意見とその対応は以下のとおりです。一部要約や分割をしていますので、ご了承ください。

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	制度全般について	<p>今回の提案は要するに逗子市の予算から支払われる奨励金の削減が目的ということになるが、自治会・町内会への奨励金を廃止するならば、自治会としては、逗子市から資源回収業者への奨励金も削減するため、次のように行動することが逗子市に協力する上で合理的ということになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙については奨励金を得ている回収業者ではなく新聞販売店による回収を押し進める。 <p>どうせ自治会には奨励金は入ってこないものであるから、この方が逗子市の奨励金が節約でき、かつ資源は新聞販売店を通じて確実にリサイクルされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールなどについては逗子市と契約している業者以外の業者による回収を、地域自治会として黙認し、歓迎する。 	■	<p>今回の見直しは、ごみと資源物を分別して排出することが浸透してきた状況において、地域間の不均衡の是正及び対象品目を拡大し資源化を促進するとともに、市の収集・処理に係るコスト削減を目的とするものです。</p> <p>市として安定した回収の仕組みを整備する必要があり、そのためには古くから成り立ってきた民間の資源回収業者のノウハウを十分に活用することが最も効果的と考えます。</p> <p>制度を運用するうえでは、自治会・町内会等の団体に負担とならない簡素かつ確実な方法を検討してまいります。</p>

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
2	制度全般について	当該奨励金廃止案は人口減少・少子高齢化(県下トップ)の逗子市の現状を踏まえた地域自治システム・住民自治協議会の実質的な基盤組織になる(と見込まれる)自治会などの組織強化および集団回収への統一化にも不整合です。約500万円の市財政支出削減のために資源回収と地域コミュニティ活動に混乱とダメージを与える当該奨励金廃止の見直しは先送りして、「今後3年程度を目途に、新たな資源物の回収の仕組みの検討を進める考え」に合わせて、①各種の奨励金・助成金・補助金の見直し整理、②ごみ収集・資源回収に関わるコストの削減・合理化、③自治会等コミュニティ活動支援施策の検討…などを目的にしたトータルな制度改正を実施するよう要望します。	■	制度の見直しについては、数年来検討を重ねてきた経緯があり、“家庭ごみ処理の有料化”と併せて導入することが効果的であると考えております。
3	制度全般について	集団回収に統一する理由は何でしょうか？行政回収に統一する方法もあると思います。	□	行政回収(委託回収)に統一した場合は、集団回収に統一した場合よりもコストが高くなることが想定されます。また、行政回収を継続した場合は、老朽化した市のびん缶選別施設の建替えも今後必要となります。 集団回収はごみの減量化・資源化についての日常的な意識付けに繋がるものであり、将来的なコストも考えますと、集団回収が全市域で実施されることが望ましいと考えます。
4	制度全般について	市の取組みの方向は理解できるが、ただし、性急に事を進めようとしているのではないかと、市民の不安と混乱を起こすだけではないか。	▲	家庭ごみ有料化と同時に集団資源回収の仕組みを見直し、家庭金物を収集品目に加えることで、無料で分別収集する資源物が増え、家計の負担を減らすことができるとともに、最終処分につながる不燃ごみも減ることが見込まれるため、平成27年10月からの実施が効果的と考えております。 混乱を招くことがないように十分に周知等に努め、導入後もお問い合わせ等に迅速かつ的確に対応できる体制を整えてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
5	制度全般について	場合によってはあと数年移行時期を設け奨励金を半額とする等の考慮ができないであろうか、また、その実施時期には、可燃ごみ有料化と分別項目の拡大が同時期とのことであり、あまりにあるべき姿の主張で、混乱と不安を招くことになりかねない。	▲	No.4と同じ

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
6	制度全般について	回収業者への奨励金について記述されていない。	○	<p>回収業者への奨励金は、現状では以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙、雑誌、段ボール 1 kg につき 1.5 円 ・ミックスペーパー 1 kg につき 3 円 ・飲料用紙パック・布類 kg につき 2 円 <p>見直し後の奨励金の額は、全市域で集団回収を実施した場合の必要経費の増加を考慮し、ミックスペーパーは 6 円/kg、布類は 4 円/kg とすることを検討しています。</p> <p>新たな対象品目となるアルミ缶、スチール缶、家庭金物については有価性の高い品目ですので、奨励金の対象外とします。</p>
7	3 (1) ネットボックス	<p>ネットボックスを市の負担で購入し無料で配付することは、次の理由により反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 無料配布は、自前で購入し設置してきた市民や地域と、これからは無料配布される地域との間で不均衡・不公平が生ずる。 ② 無料配付するネットボックスは、1 種類なので物理的に設置できる場所が限られる。 ③ 現行のごみ散乱防止ネットの貸与に加えて、新たな役所仕事が増えることは極力避けるべきです。 ④ 奨励金をもっぱらネットボックスの購入費に充当している自治会などはごく一部と見込まれます。奨励金廃止の代替策としてのネットボックスを無料配付する効果はごく限定的であり、前述のデメリットのほうが大きい。 ⑤ 流動的・場当たりの行政施策の実施は地域コミュニティや市民に無用な混乱と新たな不均衡・不公平を招き迷惑です。 	■	<p>先般実施いたしましたアンケートでは、奨励金の用途についての全回答のうちおよそ 60% (21/35) にネットボックスの購入が挙げられております。</p> <p>社会状況は日々変化し、ごみの減量化・資源化の技術は目覚ましく進歩しています。平成 27 年 10 月から導入する『家庭ごみ処理有料化』とこの『資源回収制度の見直し』の推移を十分に検証し、逗子市で実施する最も効率的かつ効果的な“ごみの減量化”・“新たな資源物の回収の仕組み”を継続して検討してまいります。また混乱を招くことがないように十分に周知等に努めてまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。</p>
8	3 (1) ネットボックス	組立式のゴミボックスを利用しているが、分別の徹底を図る上では仕切りがないなど設備的に不十分である。住民、自治会任せでなく、市として、個々の地域に応じた施策が必要である。また、市として一律に 1 種類のゴミボックスを活用としているが、地域の実情を勘案すべきでは。	■	No. 7 と同じ

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
9	3(2) 回収方法	2ページ目(2)の12行目の民間資源回収業者が回収するには賛成であるが、回収方法が書いていない。ごみを出す袋回収でなく、葉山で行っているような、折りたたみ式ネット方式などにすべきである。	■	地域ごとの実情に応じた対策や工夫、回収業者との調整も必要になりますので、他市の事例などを参考とし今後検討を進めてまいります。
10	3(2) 回収方法	現在個別回収で集団資源回収が行われている地域の回収方法はどうか。袋で出せば、紙類がゴミとして発生する。各家庭毎にリユース出来る容器を用意するよう提案すべきである。	■	回収方法については地域ごとに回収業者と相談し調整していただくこととなります。市も必要に応じて仲介いたしますのでご相談ください。
11	3(2) 対象品目	市の案では市場価値の高い資源ゴミとしてアルミ缶のみが業者による買取の対象となっているところを、買取対象に段ボール、本・雑誌、新聞紙、ペットボトルの4品目を加えることを提案する。 会費以外に自治会としての収入を得る道は極めて限定される。今回、アルミ缶の売却益のみが還付されるという逗子市の提案であるが、ここに提案した4品目も売却及び還付の対象とすることにより、売却による収入が得られるようなきちんとした資源ゴミの分別に、自治会として目的を持って取り組むことができる。またその収入の一部は、弱者に対する地域の思いやりとしての寄付金にあてることもできる。	■	ダンボール、本・雑誌、新聞紙につきましては、委託収集の地域では、有価物としての売払いではなく、業者に有償で収集を委託しています。収集費用等を考えますと、売却による収入を見込むのは困難と考えています。また、ペットボトルは、現在市が収集し有価物として売払いをしています。売払いができるためには一定の品質が求められます。具体的には、ペットボトルを選別・圧縮しバンドで結束のうえ外周をラップ巻きにする等の加工が必要で、その作業にも経費がかかります。
12	3(2) 対象品目	新たにアルミ缶、スチール缶、家庭金物を資源回収の対象とするとどんなメリットがありますか？	□	家庭金物は新たな資源化品目として、民間の回収業者のリサイクルの仕組みを活かして低コストで資源化し、最終処分量の減量に繋がります。
13	3(2) 対象品目	ペットボトルを今回の見直し案では資源回収対象にしないのはなぜでしょうか？	▲	No.11と同じ (専ら物4品目とは法の扱いが異なるため、同じ仕組みで処理することができません。)
14	3(2) 対象品目	2ページ目(2)の10行目の家庭金物とはのうち、自転車が入っていないが入れて欲しい。	▲	廃棄物として排出されたものかどうか判断が難しいケースもあり、トラブルを招きかねないことから、自転車は“粗大ごみ”として市が収集します。
15	3(2) 対象品目	ビンの色別回収も資源回収方式で考えるべきである。	■	No.9と同じ

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
16	3(2) 対象品目	集団資源回収に家庭金物を加えることに賛成するが、その内容が不明である。鉄製かどうか最近のものは分からない。どのように判断するのか明記が必要と思われるが、不燃物の廃棄量を減らすためにはなるべく多くの家庭金物を対象とするのが望ましい。	○	対象となる品目につきましては、家庭ごみ処理有料化に合わせて全戸配布する冊子にて詳しくお知らせいたします。
17	3(3) 回収団体	小学校区のPTAに回収団体を引き受けてもらえる根拠と見込みはありますか？	▲	<p>現在行政(委託)回収の地域については、今後の地域自治の推進を念頭に、可能なかぎり自治会・町内会等で集団回収を実施していただけるよう市として働きかけを進めてまいります。その上で、未組織地域については、一つの案として、市全域をカバーし小学校区の地域自治の主要構成組織である各小学校区のPTAにも併せてご協力いただけるよう調整いたします。</p> <p>登録団体としての必要な事務手続きなどは、団体の負担とならない運用方法を検討し、市が十分にサポートしてまいります。</p>
18	3(3) アルミ缶の売却	資源回収団体がアルミ缶だけを市の登録回収業者以外の業者に直接販売することは認めますか？	▲	現在も自治会等の団体独自に回収したアルミ缶の売却金収入を得ている事例はあります。

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	市の考え方
19	その他	<p>自治体によっては、資源ゴミの集積所に置かれた段ボール等の持ち去りを「窃盗」として厳禁し、監視しているところもあると聞くが、むしろどんどん持ち去ってもらった方が経済的には合理的であるという逗子市との決定的な差はどこにあるのか。</p> <p>それは、資源ゴミを有価物として考え、その価値を売却によって実現しているか、あるいは単なる邪魔者として処分しているかの違いである。</p> <p>行政として、資源ゴミの市況に関わらず確実に処理できることを考えることは当然であるが、一方で、資源ゴミに限らず一般ゴミについても、ゴミステーションの清掃、ルール違反のゴミの処分、また現時点ではゴミボックスの購入・メンテナンスを含めて、自治会・町内会等が果たしている役割は極めて大きく、それなしには逗子市のゴミ行政は成立しないことを十分に理解していただく必要がある。すなわち、ゴミの確実な処理と併せて、自治会・町内会の健全な育成を図ることがゴミ行政上も大切で、それに資するような資源ゴミ回収のあり方を考えることが必要である。</p>	■	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物の適正な処理は市町村の責務とされています。指定の業者以外の者の持ち去りが横行することは、市がその処理責任を果たすことができないことに繋がり、市民のごみの減量化・資源化に対する意識の低下を招きかねません。</p> <p>これまで目立ったトラブルに発展する事例はなく、廃棄物の持ち去りを禁止する制度の制定には至っておりませんが、今後の状況を注視し、他市の動向を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> <p>日頃から、自治会・町内会の皆さまには、ステーションの清掃やごみの減量化・資源化の啓発等様々な活動にご尽力いただき、皆さまのご協力が廃棄物行政には必要不可欠であることは、十分に承知しております。</p> <p>平成27年10月には、家庭ごみ処理が有料となり、集団資源回収制度の見直しと併せて、大きな転換期となります。自治会・町内会等の皆さまのご協力をいただきながら、地域ごとの課題に取り組んでいきたいと考えております。</p>
20	その他	<p>市町村が主導して、アルミ缶など資源回収業者の買取金の一部を、回収業者が資源回収団体に直接支払う仕組みを導入している自治体事例があれば示してください。</p>	▲	<p>同様の事例があるかは把握しておりません。</p>
21	その他	<p>市は回収業者が報告する回収量をどのような方法で検証・確認するのでしょうか？</p>	▲	<p>市が指定する書類のほか、計量伝票、計量検定証明書等の提出を求めます。</p>
22	その他	<p>市の人件費削減による影響を、民間委託または民間業者と自治会の問題に転嫁していないか、再雇用・70歳までのマンパワー活用で、その経験を生かし、かつ、人件費削減となり、逆に有効活用すべきでは。</p>	■	<p>古くからの民間のリサイクルシステムを活用するものです。</p>
23	その他	<p>今回の見直しで、奨励金交付の事務が軽減され、アルミ缶売払いに係る収入事務もなくなる。市民の方のごみへの意識を高めるためにも、家庭ごみ処理有料化の手数料収入を使い、自治会等で地域ごみ減量化会議のようなものを作っていただくような仕掛けを作るべきである。</p>	■	<p>家庭ごみ処理有料化の手数料収入については、最終処分量を減らすための新たな資源化費用（焼却灰の資源化等）に充てるほか、リサイクルの推進、周知啓発等を目的としたごみ処理関連の事業に特定して使う予定です。今後の制度運営の参考にさせていただきます。</p>